



長崎県スポーツコミッション スポーツコンベンション開催助成事業補助金のご案内



長崎県スポーツコミッションでは、当コミッションが誘致活動に関わったスポーツ大会の主催者等に対し、予算の範囲内でコンベンション補助金を交付する制度があります。

1. 補助対象者

スポーツコンベンションを開催する主催者

2. 対象となる大会規模

九州大会又はこれに準ずる規模以上

3. 交付基準額

参加者の延べ宿泊人数に応じて、以下の表に掲げる額を限度として、補助金を交付します。

延べ宿泊人数	交付基準額	新規加算額
300人以上 500人未満	200,000円	100,000円
500人以上 1,000人未満	250,000円	125,000円
1,000人以上 1,500人未満	500,000円	250,000円
1,500人以上 2,000人未満	750,000円	375,000円
2,000人以上 3,000人未満	1,000,000円	500,000円
3,000人以上	1,500,000円	750,000円

4. 対象経費

コンベンション開催年度内の開催期間中（事業認定決定通知日から大会最終日まで）に要した経費が対象となります。

5. 補助の対象とならないもの

- 国、地方公共団体のプロジェクトで行われるもの（国体、インターハイ等）
- 各県持ち回りで行われるもの（一定の順序で開催されているもの等）
- 県内の市町間で大会の開催地が異動するもの
- スポーツ合宿
- 興行及び営利を目的とするもの
- 政治的活動及び宗教的活動を目的とするもの
- 国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの
- スポーツコンベンションが補助事業者の管内市町で開催されていないもの

- ・その他会長が不適当と認めるもの

5. その他

- ・本補助金は開催初年度を基準に連続する3年間（1回／年）までの交付となります。
- ・参加者として該当するのは、選手・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー等のチームスタッフ及び大会役員・審判・補助員等運営スタッフとなり、同行・応援のご家族・観客等は該当となりません。
- ・本補助金の財源は長崎県と開催市町等が1対1の割合で負担し、双方の予算の範囲内において交付する制度です。

6. 補助の申請・交付

(1) 事前相談（予算には限りがありますので、大会を検討の際は事務局へご相談ください）

(2) 事業認定申請書等の提出（大会開催 20 日前まで）

- ①様式第1号（事業認定申請書）※押印後のPDF送信と原本郵送をお願いします
- ②様式第2号（事業実施計画書）※データをメールにて送信ください（原本不要）
- ③様式第3号（収支予算書） ※データをメールにて送信ください（原本不要）
- ④その他会長が必要と認める書類

【A】大会実施要項

- ・大会内容に関する詳細が記載されたもの

【B】組み合わせ表

- ・コンベンションに出場する団体名、競技日程及び会場が記載されたもの

【C】宿泊ホテル一覧

- ・コンベンションに出場する団体等の宿泊先が記載されたもの

(3) 認定通知書の受信

- ・様式第4号（認定通知書）を郵送しますので、届き次第保管をお願いします。なお、補助交付額は、事業終了後にご提出いただく実績報告書類の審査後確定します。

(4) 大会開催中（又は終了後）に入手するもの

- ・開催期間中に要した経費（前項「4. 対象経費」）の支払・利用を証明できる「領収書」及び「明細書（内訳書）」の入手をお願いします。
- ・対象経費に謝金が含まれる場合、その支払いを証明できる受領印の押印された「受領書」の入手をお願いします。

(5) 交付申請書兼請求書の提出（合宿後 30 日以内又は年度最終営業日の早い日まで）

- ⑤様式第5号（交付申請書兼請求書）※押印後のPDF送信と原本郵送をお願いします。
- ⑥別紙（口座申出書）

- ・申請者（大会主催者）と異なる団体（旅行代理店等）に対する本補助金のお振込みはでき

ません。

- ・本補助金の受け取りに際し、同一団体内に代理人（実行委員等）を定める場合は「委任状」の提出をお願いします。

- ⑦様式第6号（事業実績報告書）※データをメールにてお送りください（原本不要）
- ⑧様式第7号（収支精算書） ※データをメールにてお送りください（原本不要）
- ⑨様式第8号（宿泊証明書） ※押印後のPDF送信をお願いします（原本不要）
- ⑩様式第9号（参加者名簿） ※データをメールにてお送りください（原本不要）
- ⑪補助対象経費の算定根拠となる書類の写し（領収書及び明細書（内訳書））
- ⑫大会プログラム等（大会内容及び出場団体の拠点・名簿が記載されたもの）
- ⑬その他（大会の開催状況が確認できるもの（開会式、閉会式、試合の写真等））

(6) 交付決定通知書の受信と補助金の振込

- ・実績報告書類を審査し、これが認められる場合、様式第10号（補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書）を郵送しますので、届き次第保管をお願いします。
- ・長崎県スポーツコミッションより指定口座にご入金しますが、お振込みまで日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

～本申請前にスポーツコンベンション補助金の「実施要綱」も必ずご一読ください～